

長野県における 社会的養育の推進に向けて (R7~11)

令和6年10月
長野県 県民文化部 こども若者局
こども・家庭課 児童相談・養育支援室

長野県社会的養育推進計画見直し(後期計画の策定)について

「長野県家庭的養護推進計画」(平成27年度策定)を全面的に見直し、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」について、前期の計画期間が終了することから、現行計画における課題や令和4年度の児童福祉法改正等を踏まえ、現行計画の見直しを行ったうえで、後期計画(計画期間:令和7~11年度)を策定する

長野県家庭的養護推進計画 (当初は、H27~R11の15年計画)

社会的養護の転換として、**家庭的養護の推進**(里親委託の推進、施設における小規模グループケア化・地域分散化)等の方向性を示す

- 在宅支援や永続的解決等が未提示
- 施設養育が必要な場合が未提示
- 子どものニーズに合った代替養育の抜本的改革は考慮されていない

内容の全面的見直し
計画の名称変更

児童福祉法改正(H28改正)

- 子どもが権利の主体であることの明確化
- 子どもの家庭養育優先原則の明記 等

「新しい社会的養育ビジョン」(H29)

- H28改正法理念の具体化のための提言(厚労省検討会)
- 市町村におけるこども家庭支援体制の構築 等

児童福祉法改正(R1改正)

- 児童の権利擁護
- 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 等

重大被措置児童虐待(R2)

- 県内FHで発生した虐待事案
- R3に検証を行い、報告書作成

国の専門委員会報告(R3)

- 安心して子育てできる支援の充実
- こどもを中心に考える社会的養育の質の向上
- 上記を実現するための基盤整備 等

児童福祉法改正(R4改正)

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化 等

長野県社会的養育推進計画 (R2~R11) (前期計画R2~R6)

「**家庭養育優先原則**」を徹底し、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などを網羅

- 一部の数値目標(里親委託率)はあるが、里親や施設の数、各種機関等の整備目標が不明確
- 取組を評価するための指標の設定が不十分

内容の見直し

長野県社会的養育推進計画 (後期計画) (R7~R11)

【計画理念】

- 家庭養育優先原則
- パーマネンシー保障**

【見直しの方向性】

- 里親や施設の数、各種機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定

R12以降の計画は、現時点では未定

長野県社会的養育推進計画(後期計画)(計画期間:R7~11) 骨子案の概要

① こどもはできるだけ「家庭で家族の一員として」育つ(家庭養育優先原則)

② こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育てられる(パーマネンシー保障)

計画の先にあるもの

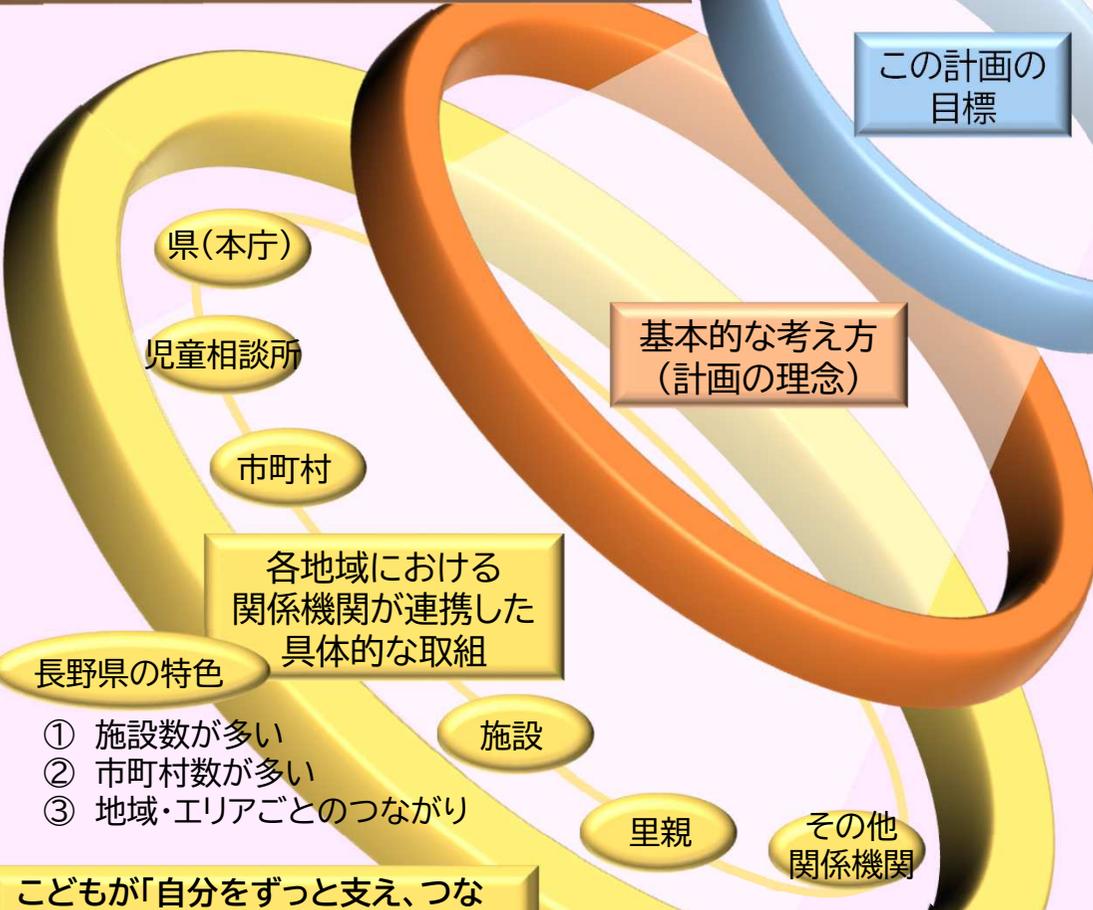
こどもが現在も、そしてこの先の未来においても(おとなになっても)幸福な生活を送ること

こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること

- こどもは、おとなと同じ人権を持った「権利の主体」
- 生命や身体の安全確保は当然
- さらに高次の、家庭などへの所属欲求などをベースにした、より高い次元の、自己実現のための権利を守る

この計画の目標

基本的な考え方(計画の理念)



各地域における関係機関が連携した具体的な取組

長野県の特徴

- ① 施設数が多い
- ② 市町村数が多い
- ③ 地域・エリアごとのつながり

こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組

- 児童相談所によるケースマネジメントのあり方の見直し
- 家庭復帰等のためのサポート
- 特別養子縁組の推進

できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活するための取組

- 里親を増やすための取組
- 里親が地域で活躍する取組
- 里親・里子をサポートする取組

施設が地域の中で進化するための取組

- 施設での生活を家庭に近い環境にするための取組(グループホームの設置促進など)
- 施設が地域のこどもや家庭をサポートできるように取り組むこと(市町村の家庭支援事業やその他の支援事業の実施)

施設等を経験した人の自立のサポート

- 18歳以降のサポートの継続
- サポートのための拠点整備

その他の取組

- 障がい入所施設もできるだけ家庭的環境にすること
- 計画の推進に向けた人材育成

こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組

- こどもの思いや意見を尊重したサポート
- 特に施設や里親宅などで生活するこどもに対する、思いや意見を出すことができるようなサポート

市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組

- 「こども家庭センター」の設置
- 市町村の家庭支援事業による、親子分離の予防促進
- 地域の専門相談機関となる「児童家庭支援センター」の設置と市町村との連携促進

こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組

- 問題を抱えた母と子のそれぞれに合ったサポートを行うための事業(妊産婦等生活援助事業)の推進

ひとりひとりのこどもに合った一時保護をするための取組

- 家庭に近い環境での一時保護
- 一時保護所のあり方見直し

児童相談所の働きをさらに高めるための取組

- 職員の確保と育成
- 関係機関との連携の強化

長野県社会的養育推進計画(後期計画) 骨子案の概要(詳細)

【計画の目標】

子どもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること
(子どもの権利を守ること)

- ・ 子どもは、おとなと同じく権利の主体
- ・ ただし、子どもは成長の途中であるため、おとなによる適切な保護・養育や配慮が必要
- ・ 子どもの生存や安心・安全にかかわる基礎的な権利から、家族等への所属感等のアイデンティティにかかわる権利、さらには、より高次の自己実現のための権利までを包括的に保障

【計画の基本的考え方(計画の理念)】

- ① 子どもはできるだけ「家庭で家族の一員として」育つ(家庭養育優先原則)
 - ・ 子どもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう支援することは国や地方公共団体の責務(児童福祉法第3条の2)
- ② 子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育てられる(パーマネンシー保障)
 - ・ 子ども自身が将来を見通せる信頼できるおとなとの関係を見出すことで、愛着(アタッチメント)形成やアイデンティティの確保につながり、そのことがより高次の自己実現のためのベースとなる

【計画の先にあるもの】

子どもが現在も、そしてこの先の未来においても(おとなになっても)幸福な生活を送ること

- ・ 子ども施策の基本法である「子ども基本法」第1条中の「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という部分を、一人一人の子どもの視点に移したもの
- ・ 子どものための施策は、未来(将来)における幸福のみでなく、権利の主体である子どもの現在の幸福をもたらすのでなければならず、それがなければ未来における(おとなになったときの)幸福もあり得ない

【長野県の特徴】

①専門的な経験やノウハウを持つ乳児院・児童養護施設が多い ②住民にとって最も身近な行政機関である市町村数が多い ③広い地域のなかで、風土に根ざした地域ごとのつながりがある

【具体的な取組】

子どもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組

- ・ 子どもへのサポートの各段階(在宅支援、一時保護、施設入所等)における、子どもからの意見聴取
- ・ 被措置児童に対する意見表明等支援事業の実施

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|---|--------|
| 施設や里親の家庭などで生活する子どものうち、意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合 | (検討中) |

市町村が子どもや家庭をサポートしていくための取組

- ・ 「子ども家庭センター」設置・サポートプラン作成の支援
- ・ 市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援の推進
- ・ 特に「ショートステイ」の里親等への委託推進
- ・ 地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置促進と市町村との連携強化

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|---|--------|
| 「子ども家庭センター」設置市町村数 | (検討中) |
| 市町村においてショートステイを委託している里親・ファミリーホーム・児童家庭支援センターの数 | (検討中) |
| 児童家庭支援センター設置箇所数 | (検討中) |

子どもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組

- ・ 「妊産婦等生活援助事業」の更なる展開
- ・ 助産制度の周知

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|-------------------|--------|
| 「妊産婦等生活援助事業」実施箇所数 | (検討中) |

ひとりひとりの子どもに合った一時保護をするための取組

- ・ できるだけ家庭に近い環境での一時保護
- ・ ひとりひとりの子どもに合った一時保護の取組(入所期間の短縮化・学習の保障・施設内のルールの簡素化等)
- ・ 県の一時保護所のあり方の見直し

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|---------------------------|--------|
| 児童養護施設などが設置している一時保護専用施設の数 | (検討中) |
| 一時保護委託が可能な里親やファミリーホーム | (検討中) |

子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組

- ・ 児童相談所へのパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門の担当者又は担当チームの設置
- ・ 親子関係再構築支援
- ・ 特別養子縁組の推進

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|--------------------------------|--------|
| パーマネンシー保障・親子関係再構築を行う児童相談所の体制整備 | (検討中) |
| 児童相談所・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 | (検討中) |

できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活するための取組

- ・ 乳幼児については里親・FHへの委託を原則
- ・ 里親リクルートの推進
- ・ 里親のリクルートから子ども委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制の構築

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|------------|--------|
| 里親・FHへの委託率 | (検討中) |
| 里親支援センターの数 | (検討中) |

施設が地域の中で進化するための取組

- ・ 家庭的な環境となるグループホームの設置促進
- ・ 一時保護専用施設の設置促進
- ・ 児童家庭支援センターや里親支援センターの設置促進
- ・ 市町村が実施する家庭支援事業の受託促進

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|-------------------------|--------|
| グループホームで生活する子どもの割合 | (検討中) |
| 市町村の家庭支援事業を委託されている施設の割合 | (検討中) |

施設等を体験した人の自立のサポート

- ・ 児童養護施設などにおける児童自立生活援助事業の実施の推進
- ・ 社会的養育自立支援拠点の整備

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|------------------|--------|
| 児童自立生活援助事業の実施箇所数 | (検討中) |
| 社会的養育自立支援拠点の整備数 | (検討中) |

児童相談所の働きをさらに高めるための取組

- ・ 中核市で児童相談所設置希望があった場合の支援
- ・ 職員の育成、スーパーバイザーの増員
- ・ 関係機関との連携強化(措置後の市町村との連携等)
- ・ 児童相談所の配置検討

| 主な評価指標 | R11目標値 |
|---------------------------|--------|
| 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った職員の数 | (検討中) |

その他の取組

- ・ 障がい児入所施設における家庭的環境の整備
- ・ 計画の推進を担う人材の育成(研修の実施等)

長野県社会的養育推進計画(後期計画)により目指す社会的養育の「すがた」

基本的な考え方

困難な問題を抱える子どもや家庭をサポートするに当たっては、特に**子ども自身が持つ「つながり」**をできるだけ維持することが必要

必要なサポートをできるだけ子どもや家族の身近な地域内で完結

サポートのための資源(施設・サービス)を**地域ごとに整備**

親や家族・親せきとの「つながり」・家や所有物との「つながり」
地域との「つながり」・学校・友人との「つながり」 など

目指す「すがた」

必要となる資源を地域ごとに整備し、市町村・施設・里親・児相等の関係機関が連携して、困難な問題を抱える子どもや家庭をサポート

措置等の段階

予防的支援

一時保護

里親等委託・施設入所

退所・自立

提供する(していきたい)サポート等

市町村の子ども家庭支援体制の構築

- 子ども家庭センター設置
- 家庭支援事業の実施
- ショートステイにおける里親等の活用

児童家庭支援センターの機能強化

- 児童家庭支援センターの設置促進
- 市町村との連携強化

妊産婦等生活援助事業の実施

- 特定妊婦等への支援

代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

- 児相内に専門チームを設置
- 親子関係再構築の推進
- 特別養子縁組等の推進

里親等への委託の推進

- 担い手となる里親等のリクルート・支援
- 里親等委託の増
- 里親支援センターの整備

一時保護改革に向けた取組

- 一時保護専用ユニットの設置
- 一時保護委託における里親等の活用

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

- グループホームの設置促進
- 市町村家庭支援事業の受託促進
- 児童家庭支援センター等の設置

社会的養護自立支援の推進

- 児童自立生活援助事業の推進
- 社会的養護自立支援拠点事業の整備

長野県における社会的養育推進に向けた主な資源整備の目標等

こどもの数(18歳未満人口)

278,321人(R6.4.1時点)



248,327人(R11.10.1見込)
(△29,997人・△10.8%)

被措置児童※の数

550人(R6.3末時点)



475人(R12.3末見込)
(△75人・△13.6%)

里親等委託児童の数・委託率*

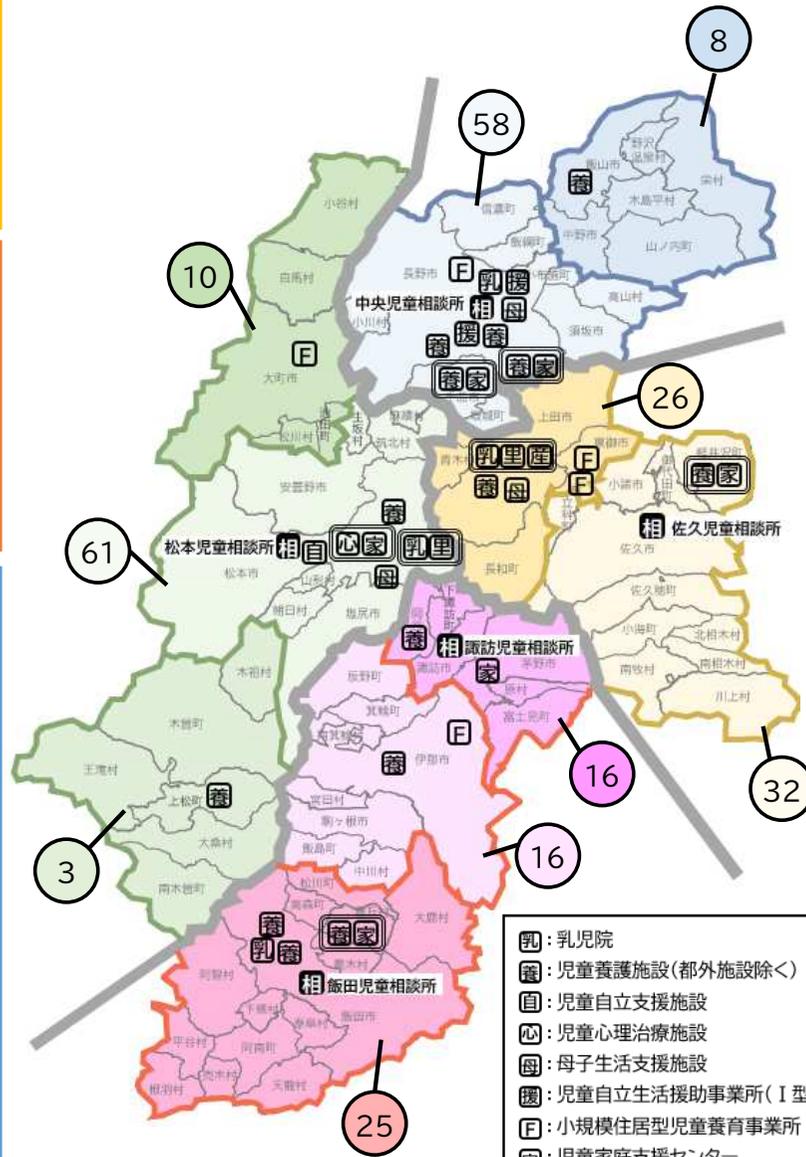
(R6.3末時点)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|------|-------|
| 0~2歳 | 19人 | 38.8% |
| 3~6歳 | 29人 | 38.2% |
| 7~17歳 | 70人 | 16.5% |
| 合計 | 118人 | 21.5% |



(R12.3末目標)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|------|-------|
| 0~2歳 | 34人 | 75.0% |
| 3~6歳 | 44人 | 75.0% |
| 7~17歳 | 186人 | 50.0% |
| 合計 | 264人 | 55.6% |



- 乳: 乳児院
- 養: 児童養護施設(都外施設除く)
- 支: 児童自立支援施設
- 心: 児童心理治療施設
- 母: 母子生活支援施設
- 助: 児童自立生活援助事業所(I型)
- 助: 小規模住居型児童養育事業所
- 家: 児童家庭支援センター
- 支: 里親支援センター
- 妊: 妊産婦等生活援助事業所
- 相: 児童相談所
- ⊗: 地域ごとの登録里親数(10広域)
- : 併設

※ 乳児院・児童養護施設入所児童と里親・FH委託児童数の合計

* 里親・FH委託児童数/被措置児童数×100

市町村子ども家庭センター (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|----------------|----|---|----|
| 子ども家庭センター設置市町村 | 33 | → | 77 |
|----------------|----|---|----|

施設等 (R6.4.1時点) (R11目標)

| 施設等 | (R6.4.1時点) | (R11目標) |
|---------------------|------------|---------|
| 乳児院 | 4 | 4 |
| 児童養護施設 | 14 | 14 |
| 児童自立支援施設 | 1 | 1 |
| 児童心理治療施設 | 1 | 1 |
| 母子生活支援施設 | 3 | 3 |
| 児童自立生活援助事業所(I型) | 2 | 2+ |
| 児童自立生活援助事業所(II型)※1 | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(III型)※2 | なし | 増 |
| 児童家庭支援センター※3 | 6 | 11~15 |
| 里親支援センター※4 | 2 | 10 |
| 妊産婦等生活援助事業所※5 | 1 | 4 |
| 社会的養護自立支援拠点※6 | なし | 2~4 |

- ※1 児童養護施設での事業実施を想定
- ※2 里親・ファミリーホームでの実施を想定
- ※3 10広域に最低1箇所設置(人口・面積・機能に応じ複数設置)を目標
- ※4 原則10広域に1箇所設置(人口に応じ未設置・複数設置あり)を目標
- ※5 4ブロックに1箇所設置を目標
- ※6 最低、南北に1箇所(できれば4ブロックに1箇所)設置を目標

里親・ファミリーホーム (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|-------------------------|-----|---|-----|
| 登録里親数 | 255 | → | 500 |
| 小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム) | 5 | → | 15 |

※ 左記の委託率目標のために必要な登録里親数・ファミリーホーム数(登録里親等のうち、実際に委託を受けている割合をもとに算出)

東信地域における社会的養育推進に向けた主な資源整備の目標等

こどもの数(18歳未満人口)

55,369人(R6.4.1時点)

49,479人(R11.10.1見込)

(△5,890人・△10.6%)

被措置児童※の数

109人(R6.3末時点)

95人(R12.3末見込)

(△14人・△12.8%)

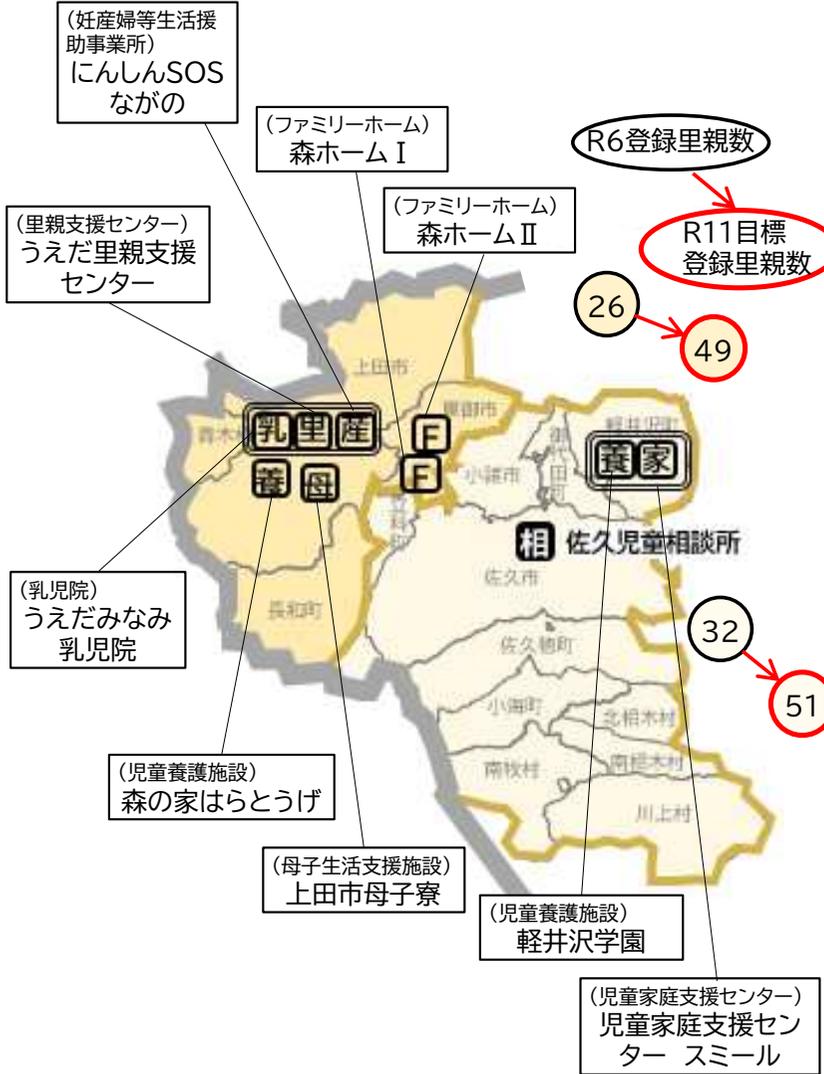
里親等委託児童の数・委託率*

(R6.3末時点)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 5人 | 55.6% |
| 3~6歳 | 10人 | 55.6% |
| 7~17歳 | 22人 | 26.8% |
| 合計 | 37人 | 33.9% |

(R12.3末目標)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 7人 | 77.8% |
| 3~6歳 | 10人 | 71.4% |
| 7~17歳 | 36人 | 50.0% |
| 合計 | 53人 | 55.8% |



市町村こども家庭センター (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | |
|----------------|---|----|
| こども家庭センター設置市町村 | 4 | 15 |
|----------------|---|----|

設置済市町村

- ・上田地域: 上田市・東御市(2/4市町村)
- ・佐久地域: 小諸市・立科町(2/11市町村)

施設等

| 施設名 | R6.4.1時点 | R11目標 |
|---------------------|----------|-------|
| 乳児院 | 1 | 1 |
| 児童養護施設 | 2 | 2 |
| 児童自立支援施設 | — | — |
| 児童心理治療施設 | — | — |
| 母子生活支援施設 | 1 | 1 |
| 児童自立生活援助事業所(I型) | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(II型)※1 | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(III型)※2 | なし | 増 |
| 児童家庭支援センター※3 | 1 | 2~3 |
| 里親支援センター※4 | 1 | 2 |
| 妊産婦等生活援助事業所※5 | 1 | 1 |
| 社会的養護自立支援拠点※6 | なし | 1 |

- ※1 児童養護施設での事業実施を想定
- ※2 里親・ファミリーホームでの実施を想定
- ※3 広域ごとに最低1箇所設置を目標
- ※4 広域ごとに1箇所設置を目標
- ※5 東信地域で1箇所設置を目標
- ※6 東信地域で1箇所設置を目標

里親・ファミリーホーム (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | |
|-------------------------|----|-----|
| 登録里親数 | 58 | 100 |
| 小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム) | 2 | 3 |

※ 左記の委託率目標のために必要な登録里親数・ファミリーホーム数(登録里親等のうち、実際に委託を受けている割合をもとに算出)

※ 乳児院・児童養護施設入所児童と里親・FH委託児童数の合計

* 里親・FH委託児童数/被措置児童数×100

中信地域における社会的養育推進に向けた主な資源整備の目標等

こどもの数(18歳未満人口)
68,697人(R6.4.1時点)
 ↓
61,323人(R11.10.1見込)
 (△7,374人・△10.7%)

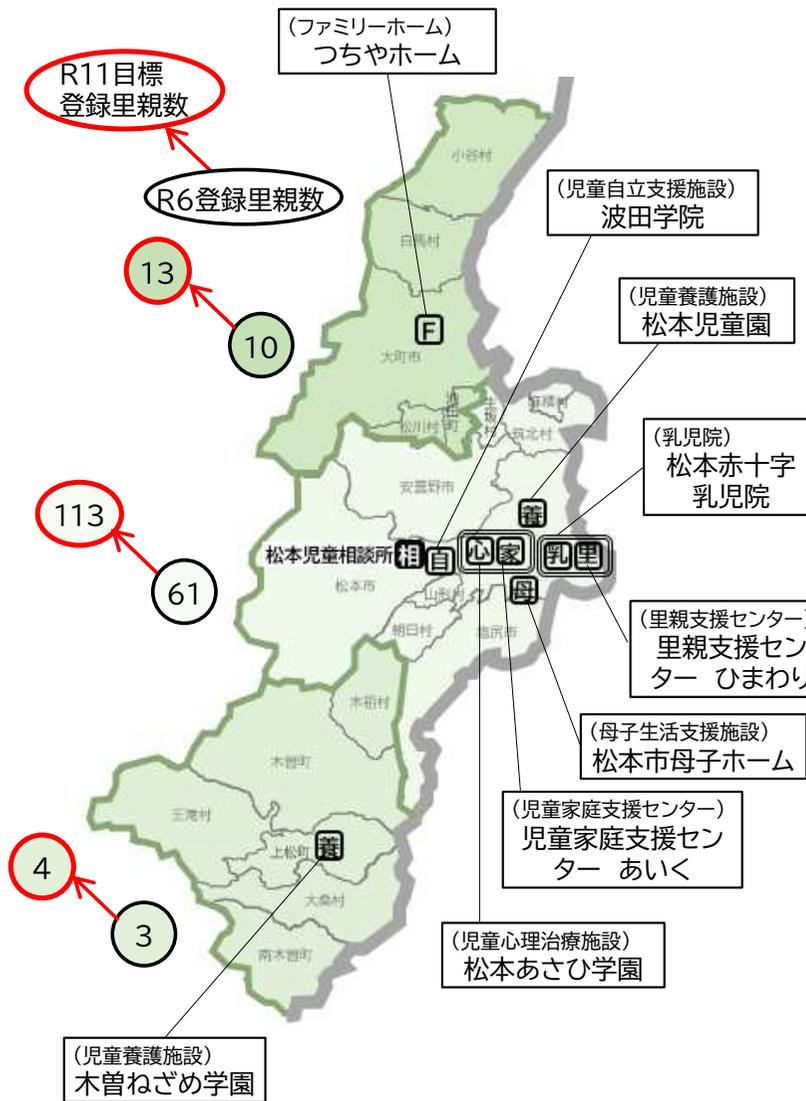
被措置児童※の数
144人(R6.3末時点)
 ↓
123人(R12.3末見込)
 (△21人・△14.6%)

里親等委託児童の数・委託率*
 (R6.3末時点)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 6人 | 30.0% |
| 3~6歳 | 8人 | 32.0% |
| 7~17歳 | 16人 | 16.2% |
| 合計 | 30人 | 20.8% |

(R12.3末目標)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 14人 | 77.8% |
| 3~6歳 | 14人 | 73.7% |
| 7~17歳 | 43人 | 50.0% |
| 合計 | 71人 | 57.7% |



※ 乳児院・児童養護施設入所児童と里親・FH委託児童数の合計
 * 里親・FH委託児童数/被措置児童数 ×100 (6歳以下で75.0%以上になるよう調整)

市町村こども家庭センター (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|----------------|----|---|----|
| こども家庭センター設置市町村 | 10 | → | 19 |
|----------------|----|---|----|

設置済市町村
 ・松本地域: 松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・朝日村・筑北村(6/8市町村)
 ・木曾地域: 木曾町・上松町(2/6市町村)
 ・北アルプス地域: 白馬村・小谷村(2/5市町村)

施設等

| 施設名 | R6.4.1時点 | R11目標 |
|---------------------|----------|-------|
| 乳児院 | 1 | 1 |
| 児童養護施設 | 2 | 2 |
| 児童自立支援施設 | 1 | 1 |
| 児童心理治療施設 | 1 | 1 |
| 母子生活支援施設 | 1 | 1 |
| 児童自立生活援助事業所(I型) | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(II型)※1 | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(III型)※2 | なし | 増 |
| 児童家庭支援センター※3 | 1 | 3~4 |
| 里親支援センター※4 | 1 | 2 |
| 妊産婦等生活援助事業所※5 | なし | 1 |
| 社会的養護自立支援拠点※6 | なし | 1 |

※1 児童養護施設での事業実施を想定
 ※2 里親・ファミリーホームでの実施を想定
 ※3 広域ごとに最低1箇所設置(松本地域で2箇所設置)を目標
 ※4 中信地域で2箇所設置を目標
 ※5 中信地域で1箇所設置を目標
 ※6 中信地域で1箇所設置を目標

里親・ファミリーホーム (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|-------------------------|----|---|-----|
| 登録里親数 | 74 | → | 135 |
| 小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム) | 1 | → | 4 |

※ 左記の委託率目標のために必要な登録里親数・ファミリーホーム数(登録里親等のうち、実際に委託を受けている割合をもとに算出)

南信地域における社会的養育推進に向けた主な資源整備の目標等

こどもの数(18歳未満人口)
73,592人(R6.4.1時点)
 ↓
65,534人(R11.10.1見込)
 (△8,058人・△10.9%)

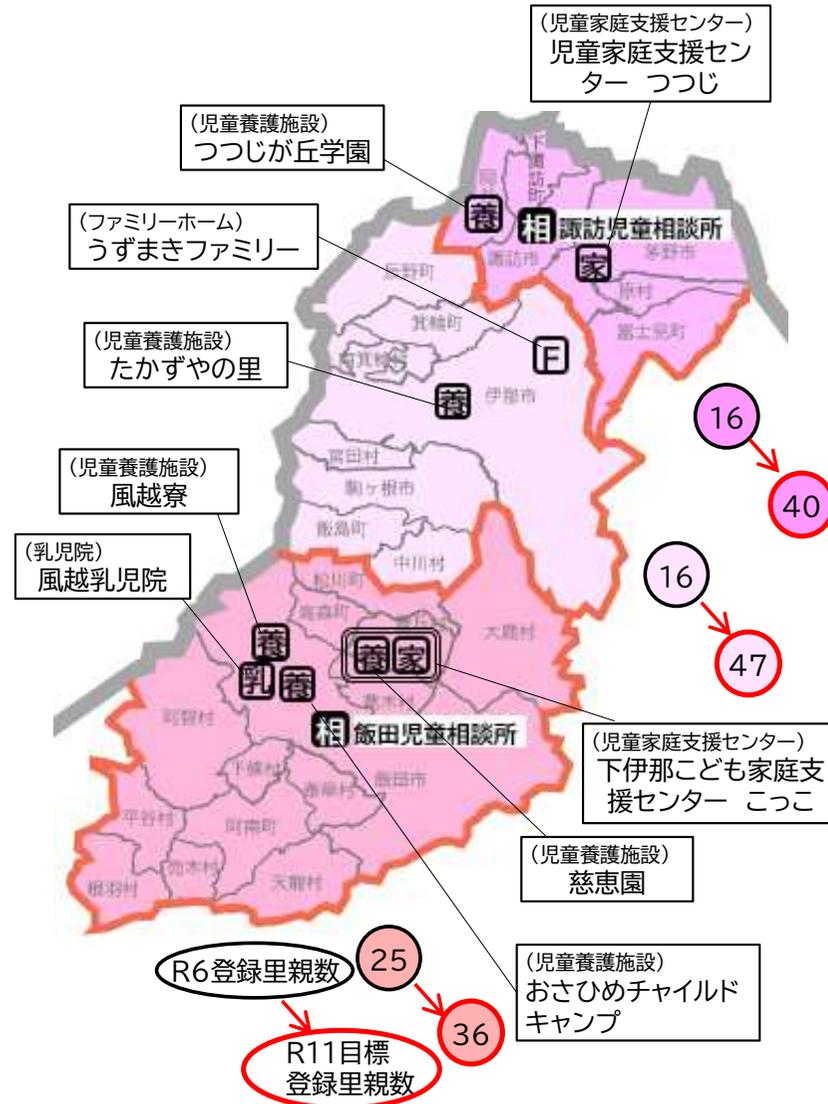
被措置児童※の数
138人(R6.3末時点)
 ↓
119人(R12.3末見込)
 (△19人・△13.8%)

里親等委託児童の数・委託率*
 (R6.3末時点)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 4人 | 33.3% |
| 3~6歳 | 4人 | 33.3% |
| 7~17歳 | 17人 | 14.9% |
| 合計 | 25人 | 18.1% |

↓ (R12.3末目標)

| | 人数 | 委託率 |
|-------|-----|-------|
| 0~2歳 | 8人 | 72.7% |
| 3~6歳 | 7人 | 77.8% |
| 7~17歳 | 50人 | 50.5% |
| 合計 | 65人 | 54.6% |



※ 乳児院・児童養護施設入所児童と里親・FH委託児童数の合計
 * 里親・FH委託児童数/被措置児童数 ×100 (6歳以下で75.0%以上になるよう調整)

市町村こども家庭センター (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|----------------|----|---|----|
| こども家庭センター設置市町村 | 13 | → | 28 |
|----------------|----|---|----|

設置済市町村
 ・諏訪地域:岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町(5/6市町村)
 ・上伊那地域:駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・中川村・宮田村(5/8市町村)
 ・南信州地域:飯田市・松川町・阿智村(3/14市町村)

施設等

| 施設名 | R6.4.1時点 | R11目標 |
|---------------------|----------|-------|
| 乳児院 | 1 | 1 |
| 児童養護施設 | 5 | 5 |
| 児童自立支援施設 | — | — |
| 児童心理治療施設 | — | — |
| 母子生活支援施設 | — | — |
| 児童自立生活援助事業所(I型) | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(II型)※1 | なし | 増 |
| 児童自立生活援助事業所(III型)※2 | なし | 増 |
| 児童家庭支援センター※3 | 2 | 3~4 |
| 里親支援センター※4 | なし | 3 |
| 妊産婦等生活援助事業所※5 | なし | 1 |
| 社会的養護自立支援拠点※6 | なし | 1 |

※1 児童養護施設での事業実施を想定
 ※2 里親・ファミリーホームでの実施を想定
 ※3 広域ごとに最低1箇所設置(南信州地域で2箇所設置)を目標
 ※4 広域ごとに1箇所設置を目標
 ※5 南信地域で1箇所設置を目標
 ※6 南信地域で1箇所設置を目標

里親・ファミリーホーム (R6.4.1時点) (R11目標)

| | | | |
|-------------------------|----|---|-----|
| 登録里親数 | 57 | → | 123 |
| 小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム) | 1 | → | 4 |

※ 左記の委託率目標のために必要な登録里親数・ファミリーホーム数(登録里親等のうち、実際に委託を受けている割合をもとに算出)

1 市町村における予防的支援体制の構築に向けて

- ① こども家庭センターの設置促進について(サポートプラン作成を含む)
- ② 家庭支援事業の実施について ※事業の立上げ(委託先の確保など)をどのように進めればよいか?
- ③ 児童家庭支援センターの設置促進と市町村との連携・協力について

2 里親等委託の推進に向けて

- ① 里親の「なり手」の確保、ファミリーホームの設置促進について ※なり手確保の有効策(ターゲット等)は?
- ② 里親ショートステイや一時保護(委託)での活用について ※里親ショートステイ実施の課題は何か?
- ③ 里親支援センターと里親のチーム養育、児童相談所・市町村との連携について

3 パーマネンシー保障の取組と関係機関の連携に向けて

- ① 児童相談所における体制(チーム)整備とケースマネジメントの徹底について
- ② 家庭維持、親子関係再構築、親族養育、特別養子縁組等の総合的な取組について
- ③ 家庭養育の推進とパーマネンシー保障に向けた、児童相談所・市町村・施設・里親等の連携・協働について
※家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障の理念を根づかせるために、どのような取組が必要か?

4 施設の高機能化、多機能化・機能転換、地域分散化について

- ① 施設が持つ専門性の地域内での活用について ※どのような専門性がどのような事業に活用できるか?
- ② 市町村家庭支援事業の受託その他の取組による施設の高機能化・機能転換の方向性について
- ③ グループホームの設置促進と本体ユニット活用・転換の方向性について

5 社会的養護経験者等の自立支援に向けて

- ① 児童自立生活援助事業の実施について
- ② 社会養護自立支援拠点による相互交流の促進・支援のあり方について

(参考1)市町村子ども家庭センターの設置状況等(R6.4.1)

R5.9.15「児童福祉・母子保健分野における児童福祉法等改正法についての説明会」資料から

※今後の予算編成過程で検討されるもの

子ども家庭庁 子ども家庭センターに係る財政支援の考え方

財政支援の考え方

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、一体的な相談支援を行うことから、

- ① 子ども家庭センターの要件（6頁）を満たす施設については、統括支援員の配置に係る国庫補助を行うとともに、
- ② 当面（令和8年度末までを想定）は、子ども家庭センターの要件（6頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同拠点と同水準の国庫補助を、それぞれ行う（令和9年度以降については子ども家庭センターの創設の意義などに鑑み、子ども家庭センターの要件（6頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）ことを検討。

○運営費に係る財政支援

| | |
|---|---|
| 現行：安心子ども基金 利用者支援事業（母子保健型） 児童虐待防止対策等総合支援事業 | 負担割合 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6 負担割合 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6 負担割合 国：1/2、都道府県：0、市町村：1/2 |
| ↓ | |
| 令和6年度：子ども・子育て支援事業として財政支援することを検討中。 実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。 | |

①統括支援員の配置

統括支援員の配置に必要な費用を補助。
なお、小規模自治体など専任の統括支援員を配置しない場合であっても、一体的運営を行うためセンター長が統括支援員を兼務する場合には統括支援員への補助を行うことを検討。
また、現行の安心子ども基金では補助対象外である児童人口1万人未満の自治体についても、補助対象とすることを検討。
・現行の安心子ども基金による母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業による補助と同程度の水準を検討。
(参考)

○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（安心子ども基金） 6,324千円（令和6年度想定単価）



- :R6.4.1設置済み市町村(33)
- :R6年度中設置予定市町村(1)
- :R7年度中設置予定市町村(8)
- :R8年度中設置予定市町村(1)

改正児童福祉法説明会を受けて寄せられた自治体からの質問への回答 (子ども家庭庁ホームページ)から

| 【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答 | | |
|-------------------------------|--|---|
| No. | Q | A |
| ①子ども家庭センターについて (全体について) | | |
| 1 | 子ども家庭センターの設置にあたり、自治体において条例や規則、設置要綱等を制定する必要があるか。 | 必ずしも条例、規則や要綱等の制定を求めるものではないため、自治体において判断ください。 |
| 2 | 子ども家庭センターを設置するにあたり、事前に子ども家庭総合支援センターの機能が含まれるため、それぞれの機能を定める必要があるか。 | 定めます。なお、設置に関する基本的な事項は設置要綱として令和6年3月に発出予定です。 |
| 5 | 子ども家庭総合支援拠点について、現在児童虐待防止対策等総合支援事業で補助を受けているが、令和6年度から令和8年度までは、子ども家庭総合支援拠点の人員配置基準を満たす場合において、子ども家庭センターの設置の有無に関わらず、子ども・子育て支援交付金の補助対象となるか。 | お見込みのとおりです。ただし、令和9年度以降は令和5年9月15日自治体説明会資料6ページに記載の子ども家庭センターの5要件を満たしていない場合、補助対象外となりますので、ご留意ください。 |
| 6 | 運営費に係る財政支援について、単層的支援体制整備交付金を活用しているが、令和6年度以降も当該交付金の交付を受けることは可能か。 | 引き続き、当該交付金を活用いただけるよう、今後の予算編成過程で検討していきます。 |
| 現行の子ども家庭総合支援拠点について、「人口5万人未満の市 | | |

(参考2)代替養育を必要とするこども数の見込み等(暫定値)

※R11年度末以降の里親等委託については、県全体で乳幼児75.0%、学童期以降50.0%となった場合の見込み数

R5年度末

北信エリア

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 4 | 4 | 8 |
| 3~6歳 | 7 | 14 | 21 |
| 7~17歳 | 15 | 115 | 130 |
| 合計 | 26 | 133 | 159 |

東信エリア

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 5 | 4 | 9 |
| 3~6歳 | 10 | 8 | 18 |
| 7~17歳 | 22 | 60 | 82 |
| 合計 | 37 | 72 | 109 |

中信エリア

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 6 | 14 | 20 |
| 3~6歳 | 8 | 17 | 25 |
| 7~17歳 | 16 | 83 | 99 |
| 合計 | 30 | 114 | 144 |

南信エリア

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 4 | 8 | 12 |
| 3~6歳 | 4 | 8 | 12 |
| 7~17歳 | 17 | 97 | 114 |
| 合計 | 25 | 113 | 138 |

全県

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 19 | 30 | 49 |
| 3~6歳 | 29 | 47 | 76 |
| 7~17歳 | 70 | 355 | 425 |
| 合計 | 118 | 432 | 550 |

1乳児院当たり平均:12.25人
1児童養護当たり平均:35.79人

R11年度末

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 5 | 2 | 7 |
| 3~6歳 | 13 | 4 | 17 |
| 7~17歳 | 57 | 57 | 114 |
| 合計 | 75 | 63 | 138 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|----|
| 0~2歳 | 7 | 2 | 9 |
| 3~6歳 | 10 | 4 | 14 |
| 7~17歳 | 36 | 36 | 72 |
| 合計 | 53 | 42 | 95 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 14 | 4 | 18 |
| 3~6歳 | 14 | 5 | 19 |
| 7~17歳 | 43 | 43 | 86 |
| 合計 | 71 | 52 | 123 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 8 | 3 | 11 |
| 3~6歳 | 7 | 2 | 9 |
| 7~17歳 | 50 | 49 | 99 |
| 合計 | 65 | 54 | 119 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 34 | 11 | 45 |
| 3~6歳 | 44 | 15 | 59 |
| 7~17歳 | 186 | 185 | 371 |
| 合計 | 264 | 211 | 475 |

1乳児院当たり平均:2.75人
1児童養護当たり平均:14.29人

(参考)

R16年度末

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 5 | 2 | 7 |
| 3~6歳 | 12 | 4 | 16 |
| 7~17歳 | 50 | 50 | 100 |
| 合計 | 67 | 56 | 123 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|----|
| 0~2歳 | 6 | 2 | 8 |
| 3~6歳 | 10 | 4 | 14 |
| 7~17歳 | 31 | 32 | 63 |
| 合計 | 47 | 38 | 85 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 14 | 4 | 18 |
| 3~6歳 | 14 | 4 | 18 |
| 7~17歳 | 38 | 38 | 76 |
| 合計 | 66 | 46 | 112 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 8 | 3 | 11 |
| 3~6歳 | 6 | 2 | 8 |
| 7~17歳 | 44 | 43 | 87 |
| 合計 | 58 | 48 | 106 |

| | 里親等委託 | 施設入所 | 合計 |
|-------|-------|------|-----|
| 0~2歳 | 33 | 11 | 44 |
| 3~6歳 | 42 | 14 | 56 |
| 7~17歳 | 163 | 163 | 326 |
| 合計 | 238 | 188 | 426 |

1乳児院当たり平均:2.75人
1児童養護当たり平均:12.64人

(参考3-1)市町村家庭支援事業(ショートステイ事業)実施状況(R6.7.1時点)

【参考】各地域の19歳以下人口(R6.4.1時点) (単位:人)

佐久地域

| | |
|------|--------|
| 小諸市 | 6,186 |
| 佐久市 | 16,445 |
| 小海町 | 491 |
| 川上村 | 557 |
| 南牧村 | 428 |
| 南相木村 | 128 |
| 北相木村 | 105 |
| 北佐久郡 | 6,762 |
| 軽井沢町 | 3,151 |
| 御代田町 | 2,768 |
| 立科町 | 843 |

上伊那地域

| | |
|------|--------|
| 伊那市 | 10,517 |
| 駒ヶ根市 | 4,965 |
| 辰野町 | 2,591 |
| 箕輪町 | 3,936 |
| 飯島町 | 1,272 |
| 南箕輪村 | 3,227 |
| 中川村 | 749 |
| 宮田村 | 1,541 |

松本地域

| | |
|------|--------|
| 松本市 | 38,708 |
| 塩尻市 | 10,609 |
| 安曇野市 | 14,975 |
| 麻績村 | 290 |
| 生坂村 | 222 |
| 山形村 | 1,449 |
| 朝日村 | 663 |
| 筑北村 | 421 |

南信州地域

| | |
|-----|--------|
| 飯田市 | 15,608 |
| 松川町 | 1,987 |
| 高森町 | 2,353 |
| 阿南町 | 469 |
| 阿智村 | 972 |
| 平谷村 | 56 |
| 根羽村 | 81 |
| 下條村 | 598 |
| 売木村 | 57 |
| 天龍村 | 89 |
| 泰阜村 | 220 |
| 喬木村 | 982 |
| 豊丘村 | 1,182 |
| 大鹿村 | 119 |

北アルプス地域

| | |
|-----|-------|
| 大町市 | 3,101 |
| 池田町 | 1,159 |
| 松川村 | 1,436 |
| 白馬村 | 1,267 |
| 小谷村 | 335 |

上田地域

| | |
|-----|--------|
| 上田市 | 23,916 |
| 東御市 | 4,707 |
| 青木村 | 610 |
| 長和町 | 647 |

諏訪地域

| | |
|------|-------|
| 岡谷市 | 6,909 |
| 諏訪市 | 7,299 |
| 茅野市 | 9,096 |
| 下諏訪町 | 2,632 |
| 富士見町 | 2,130 |
| 原村 | 1,283 |

長野地域

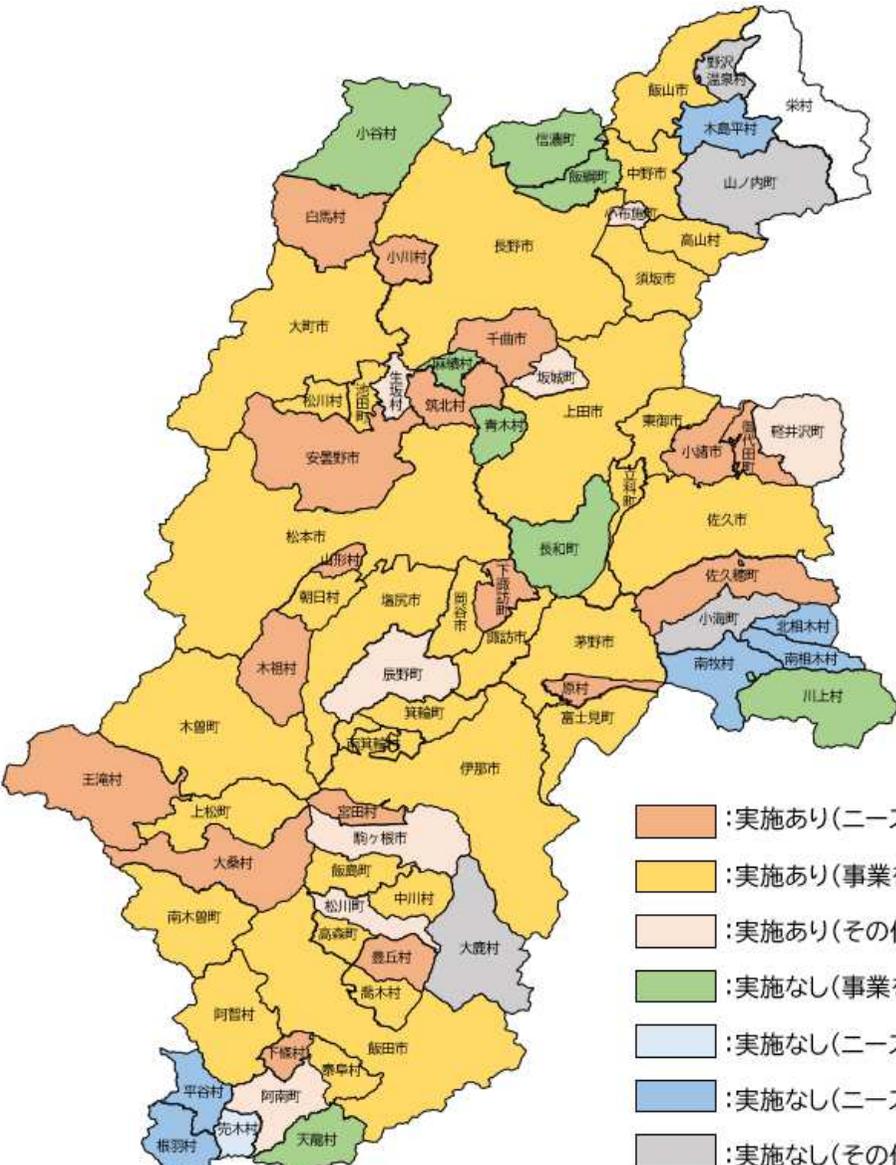
| | |
|-----|--------|
| 長野市 | 55,236 |
| 須坂市 | 7,860 |
| 千曲市 | 9,232 |
| 坂城町 | 1,913 |
| 信濃町 | 858 |
| 小川村 | 247 |
| 飯綱町 | 1,364 |

木曽地域

| | |
|------|-------|
| 上松町 | 442 |
| 南木曽町 | 520 |
| 木祖村 | 337 |
| 王滝村 | 51 |
| 大桑村 | 386 |
| 木曽町 | 1,130 |

南信州地域

| | |
|-------|-------|
| 中野市 | 6,437 |
| 飯山市 | 2,565 |
| 小布施町 | 1,908 |
| 高山村 | 874 |
| 山ノ内町 | 1,300 |
| 木島平村 | 594 |
| 野沢温泉村 | 456 |
| 栄村 | 132 |



- :実施あり(ニーズに見合った委託先等の確保ができています)
- :実施あり(事業を拡充したいが十分な委託先等の確保が困難)
- :実施あり(その他)
- :実施なし(事業を実施したいが地域に適当な委託先等がない)
- :実施なし(ニーズ調査等をしたがニーズがない)
- :実施なし(ニーズ調査等はしていないがニーズがないと思われる)
- :実施なし(その他)

(参考3-2)市町村家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業)実施状況(R6.7.1時点)

【参考】各地域の19歳以下人口(R6.4.1時点) (単位:人)

佐久地域

| | |
|------|--------|
| 小諸市 | 6,186 |
| 佐久市 | 16,445 |
| 小海町 | 491 |
| 川上村 | 557 |
| 南牧村 | 428 |
| 南相木村 | 128 |
| 北相木村 | 105 |
| 北佐久郡 | 6,762 |
| 軽井沢町 | 3,151 |
| 御代田町 | 2,768 |
| 立科町 | 843 |

上伊那地域

| | |
|------|--------|
| 伊那市 | 10,517 |
| 駒ヶ根市 | 4,965 |
| 辰野町 | 2,591 |
| 箕輪町 | 3,936 |
| 飯島町 | 1,272 |
| 南箕輪村 | 3,227 |
| 中川村 | 749 |
| 宮田村 | 1,541 |

松本地域

| | |
|------|--------|
| 松本市 | 38,708 |
| 塩尻市 | 10,609 |
| 安曇野市 | 14,975 |
| 麻績村 | 290 |
| 生坂村 | 222 |
| 山形村 | 1,449 |
| 朝日村 | 663 |
| 筑北村 | 421 |

南信州地域

| | |
|-----|--------|
| 飯田市 | 15,608 |
| 松川町 | 1,987 |
| 高森町 | 2,353 |
| 阿南町 | 469 |
| 阿智村 | 972 |
| 平谷村 | 56 |
| 根羽村 | 81 |
| 下條村 | 598 |
| 売木村 | 57 |
| 天龍村 | 89 |
| 泰阜村 | 220 |
| 喬木村 | 982 |
| 豊丘村 | 1,182 |
| 大鹿村 | 119 |

北アルプス地域

| | |
|-----|-------|
| 大町市 | 3,101 |
| 池田町 | 1,159 |
| 松川村 | 1,436 |
| 白馬村 | 1,267 |
| 小谷村 | 335 |

上田地域

| | |
|-----|--------|
| 上田市 | 23,916 |
| 東御市 | 4,707 |
| 青木村 | 610 |
| 長和町 | 647 |

諏訪地域

| | |
|------|-------|
| 岡谷市 | 6,909 |
| 諏訪市 | 7,299 |
| 茅野市 | 9,096 |
| 下諏訪町 | 2,632 |
| 富士見町 | 2,130 |
| 原村 | 1,283 |

長野地域

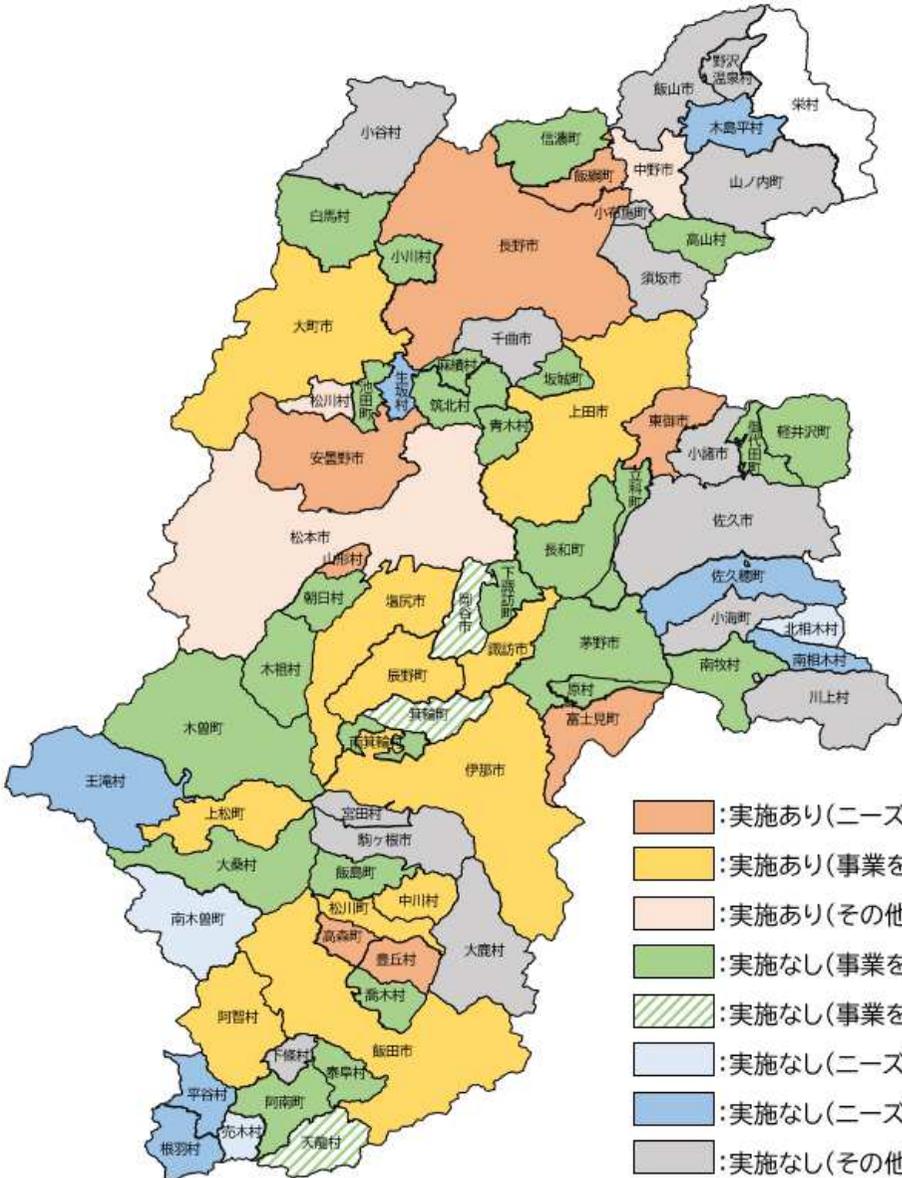
| | |
|-----|--------|
| 長野市 | 55,236 |
| 須坂市 | 7,860 |
| 千曲市 | 9,232 |
| 坂城町 | 1,913 |
| 信濃町 | 858 |
| 小川村 | 247 |
| 飯綱町 | 1,364 |

木曽地域

| | |
|------|-------|
| 上松町 | 442 |
| 南木曽町 | 520 |
| 木祖村 | 337 |
| 王滝村 | 51 |
| 大桑村 | 386 |
| 木曽町 | 1,130 |

南信州地域

| | |
|-------|-------|
| 中野市 | 6,437 |
| 飯山市 | 2,565 |
| 小布施町 | 1,908 |
| 高山村 | 874 |
| 山ノ内町 | 1,300 |
| 木島平村 | 594 |
| 野沢温泉村 | 456 |
| 栄村 | 132 |



- :実施あり(ニーズに見合った委託先等の確保ができています)
- :実施あり(事業を拡充したいが十分な委託先等の確保が困難)
- :実施あり(その他)
- :実施なし(事業を実施したいが地域に適切な委託先等がない)
- :実施なし(事業を実施したいが予算の確保が困難である)
- :実施なし(ニーズ調査等をしたがニーズがない)
- :実施なし(ニーズ調査等はしていないがニーズがないと思われる)
- :実施なし(その他)

(児童相談・養育支援室調べ)

(参考3-3)市町村家庭支援事業(児童育成支援拠点事業)実施状況(R6.7.1時点)

【参考】各地域の19歳以下人口(R6.4.1時点) (単位:人)

佐久地域

| | |
|------|--------|
| 小諸市 | 6,186 |
| 佐久市 | 16,445 |
| 小海町 | 491 |
| 川上村 | 557 |
| 南牧村 | 428 |
| 南相木村 | 128 |
| 北相木村 | 105 |
| 北佐久郡 | 6,762 |
| 軽井沢町 | 3,151 |
| 御代田町 | 2,768 |
| 立科町 | 843 |

上伊那地域

| | |
|------|--------|
| 伊那市 | 10,517 |
| 駒ヶ根市 | 4,965 |
| 辰野町 | 2,591 |
| 箕輪町 | 3,936 |
| 飯島町 | 1,272 |
| 南箕輪村 | 3,227 |
| 中川村 | 749 |
| 宮田村 | 1,541 |

松本地域

| | |
|------|--------|
| 松本市 | 38,708 |
| 塩尻市 | 10,609 |
| 安曇野市 | 14,975 |
| 麻績村 | 290 |
| 生坂村 | 222 |
| 山形村 | 1,449 |
| 朝日村 | 663 |
| 筑北村 | 421 |

南信州地域

| | |
|-----|--------|
| 飯田市 | 15,608 |
| 松川町 | 1,987 |
| 高森町 | 2,353 |
| 阿南町 | 469 |
| 阿智村 | 972 |
| 平谷村 | 56 |
| 根羽村 | 81 |
| 下條村 | 598 |
| 売木村 | 57 |
| 天龍村 | 89 |
| 泰阜村 | 220 |
| 喬木村 | 982 |
| 豊丘村 | 1,182 |
| 大鹿村 | 119 |

北アルプス地域

| | |
|-----|-------|
| 大町市 | 3,101 |
| 池田町 | 1,159 |
| 松川村 | 1,436 |
| 白馬村 | 1,267 |
| 小谷村 | 335 |

上田地域

| | |
|-----|--------|
| 上田市 | 23,916 |
| 東御市 | 4,707 |
| 青木村 | 610 |
| 長和町 | 647 |

諏訪地域

| | |
|------|-------|
| 岡谷市 | 6,909 |
| 諏訪市 | 7,299 |
| 茅野市 | 9,096 |
| 下諏訪町 | 2,632 |
| 富士見町 | 2,130 |
| 原村 | 1,283 |

長野地域

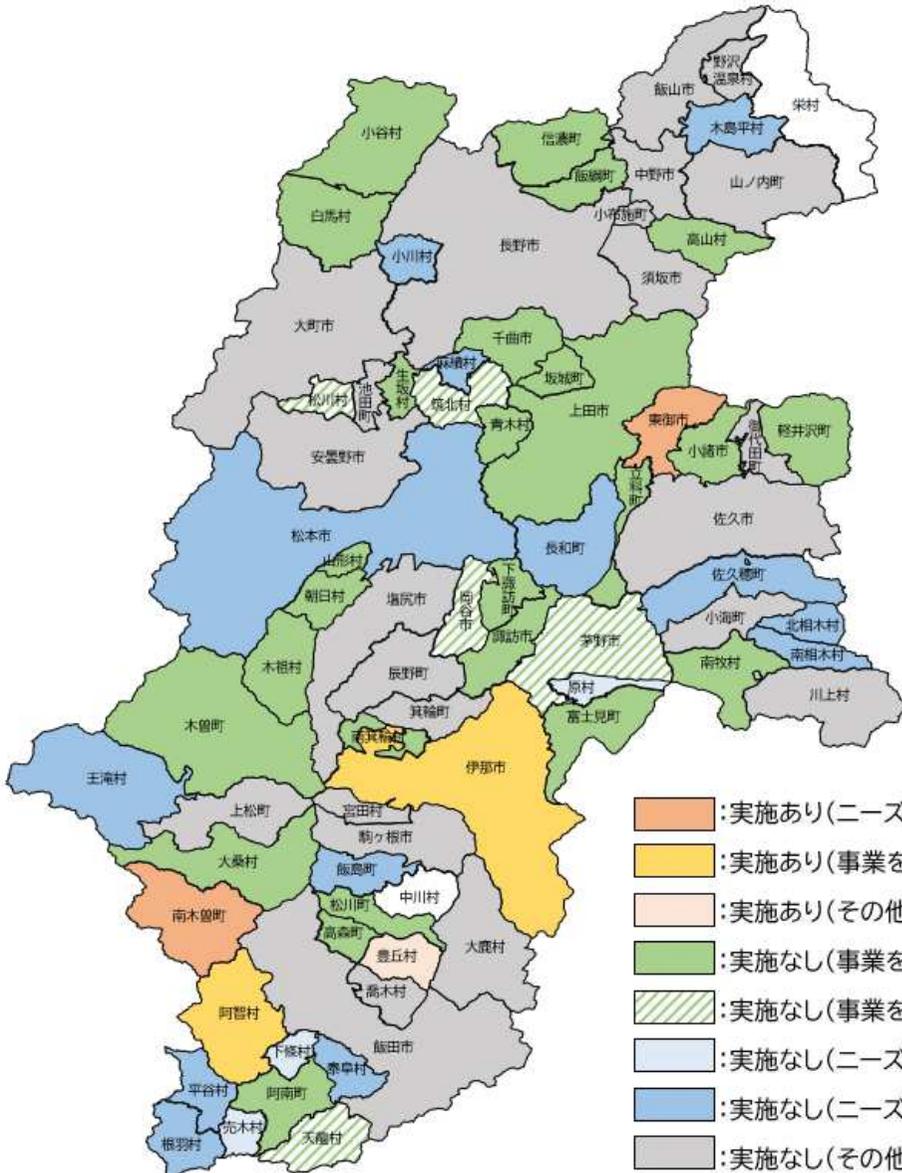
| | |
|-----|--------|
| 長野市 | 55,236 |
| 須坂市 | 7,860 |
| 千曲市 | 9,232 |
| 坂城町 | 1,913 |
| 信濃町 | 858 |
| 小川村 | 247 |
| 飯綱町 | 1,364 |

木曽地域

| | |
|------|-------|
| 上松町 | 442 |
| 南木曽町 | 520 |
| 木祖村 | 337 |
| 王滝村 | 51 |
| 大桑村 | 386 |
| 木曽町 | 1,130 |

南信州地域

| | |
|-------|-------|
| 中野市 | 6,437 |
| 飯山市 | 2,565 |
| 小布施町 | 1,908 |
| 高山村 | 874 |
| 山ノ内町 | 1,300 |
| 木島平村 | 594 |
| 野沢温泉村 | 456 |
| 栄村 | 132 |



- :実施あり(ニーズに見合った委託先等の確保ができています)
- :実施あり(事業を拡充したいが十分な委託先等の確保が困難)
- :実施あり(その他)
- :実施なし(事業を実施したいが地域に適切な委託先等がない)
- :実施なし(事業を実施したいが予算の確保が困難である)
- :実施なし(ニーズ調査等をしたがニーズがない)
- :実施なし(ニーズ調査等はしていないがニーズがないと思われる)
- :実施なし(その他)